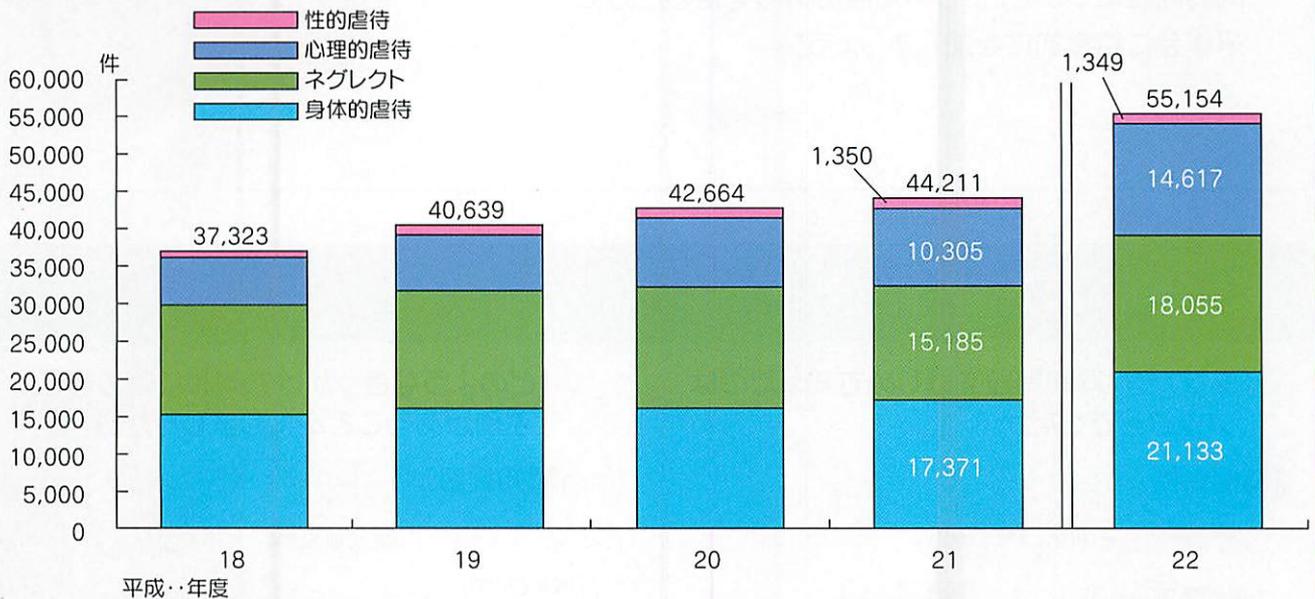


子どもの人権～児童虐待ぎゃくたい～

こんなことが起こっています

- 近年、児童の虐待ぎゃくたいによる痛ましい事件が増加しています。
- 平成22年度の児童虐待ぎゃくたいの相談件数は、55,000件を超えています。

児童相談所における児童虐待ぎゃくたいの相談種別対応件数
(厚生労働省:平成22年度福祉行政報告例より)



注:平成22年度は、東日本大震災の影響により宮城県、福島県を除いて集計した数値です。

児童虐待ぎゃくたいとは

身体的虐待ぎゃくたい

子どもの身体に傷あとが残ったり、子どもの命を危うくするようなケガをさせたりすることです。

ネグレクト

子どもの生活の面倒を見なかったり、子どもの育児をせず放置しておいたりすることです。

心理的虐待ぎゃくたい

言葉による脅かしや子どもの心を傷つけることをくり返し言ったり、子どもを無視したりすることです。

性的虐待ぎゃくたい

子どもにわいせつな行為をしたり、性的暴行をしたりすることです。

ぎゃくたい
☆虐待かも?と思ったら...

通告しましょう!

● 児童虐待は、子ども^{ぎゃくたい}の心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれる恐れもあり、子どもに関する最も重大な人権問題です。

子どものようす

- ・不自然なあざやけががある
- ・けがに対する説明ができない、矛盾している
- ・ささいな刺激でおびえ固まってしまうことがある など



保護者のようす

- ・^{きび}厳しい体罰を与えたり、体罰を認めたりする。
- ・子どもが病気であえて病院に連れて行かない など



通告先...児童相談所、大野城市役所(子ども相談センター)等

※通告後、慎重に調査をして対応します。 ※虐待でなかったとしても、通告者に責任はありません。

ご存知ですか? オレンジリボン

オレンジリボンは、「子ども^{ぎゃくたい}虐待のない社会の実現」を目指す、市民運動のシンボルマークです。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

